

「佐賀県立大学(仮称)整備設計に係るコンストラクション・マネジメント業務委託」に係る質疑・回答書
(参加表明書等に関すること)

質 疑 事 項 及 び 要 旨	回 答
<p>1. 公告 P3 2参加要件(8) この場合における「資本又は人事面において強い関連がある者」とは次のいずれかに該当するものとする。とありますが、何を指しているのでしょうか。」</p> <p>2. 公告P6 10 ヒアリングを公開して実施される予定とのことですが、当日会場に入るための制限はないという理解でよろしいでしょうか。 また、公開に関する本プロポーザル参加者以外への周知方法について、ご教示いただけますでしょうか。</p> <p>3. 公告P6 10 参加者が提案書の記載内容について説明するプレゼンテーションは実施せずに、ヒアリングのみ実施される想定という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>4. 公告P6 10 仮にプレゼンテーションも実施される場合は、プレゼンテーションは非公開で、ヒアリングのみ公開されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>1. 「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者です。なお、佐賀県ホームページに掲載している公告にも同様の内容を追記します。 ア) 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第4条第2項及び第3項に該当する者(会社)。 イ) 一方の会社の役員(株式会社の取締役、指名委員会等設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員及び組合の理事等。以下同じ。)が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。 ウ) 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。</p> <p>2. ヒアリング参加者及びその関係者は、自社ヒアリング時も含め、傍聴できないこととする予定です。 また、ヒアリングの実施については、佐賀県ホームページ等での周知を検討しています。</p> <p>3. 二次審査において、プレゼンテーションも行っていただく予定です。 なお、技術提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、出席を要請する際にお知らせします。</p> <p>4. プレゼンテーションについても公開する予定です。</p>

質 疑 事 項 及 び 要 旨	回 答
<p>5. 公告P8 14 (10) 「別途、設計への技術協力業務などを発注する場合がある」との記載がありますが、ECI方式の採用を前提に本事業を進められるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>6. 様式1参加表明書及び様式2 誓約書は、押印不要と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>7. 様式2 誓約書 代表取締役社長等の代表者の記名は不要で、会社名のみの記載でよろしいでしょうか。</p> <p>8. 今回の「佐賀県立大学(仮称)整備設計に係るコンストラクション・マネジメント業務委託」と同日、令和6年10月31日に公告されました「佐賀県立大学(仮称)整備設計委託」の両方に参加表明書を提出することは可能でしょうか。</p> <p>9. 本業務(佐賀県立大学(仮称)整備設計に係るコンストラクション・マネジメント業務)の受託者となった企業及びそのグループ会社等の関連企業は、別途実施されている佐賀県立大学(仮称)整備設計委託に関するプロポーザルの受託者にはなれないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>5. 工事の発注方式については、現在検討中です。</p> <p>6. 貴見のとおりです。</p> <p>7. (様式2)誓約書の「会社名」には、会社名及び氏名(法人であるときは、代表者の役職氏名)を記載してください。なお、佐賀県ホームページに掲載している様式2-4(参加表明書関係)にも同様の内容を追記します。</p> <p>8. 両方に参加表明書を提出することは可能ですが、公告14その他(9)に記載のとおり、本業務の受託者及びその関連企業は、現在公告中の佐賀県立大学(仮称)整備設計委託の受託者となることはできません。</p> <p>9. 貴見のとおりです。</p>